

# 社会保険労務士様向け勉強会

ながの法律事務所

## 第7回労務問題勉強会

～勉強会テーマ～

「働き方改革関連法  
労働時間の上限規制と年次有給休暇」



# 働き方改革

開催  
日時

10月17日(木) 17:00~18:30

※ご希望により、セミナー後に懇親会を開催する予定です。

場所

ながの法律事務所  
(長野市西後町624番地3)

費用

2000円

(顧問先様は無料)

定員

先着10名

以下に一つでも当てはまる方はぜひご参加ください！

- 働き方改革関連法について顧問先から相談されている。
- 年次有給休暇の取得のさせ方や問題点を整理したい。
- 労働時間の上限規制とは何か、実際に就業規則など何を変えれば良いのか知りたい。
- 上限規制を踏まえた労働時間管理のポイントを知りたい。
- 身近に労働紛争に関して相談できる専門家がない。

・弁護士 酒井 宏幸

1978年 県立飯山北高等学校卒業

1983年 専修大学法学部法律学科卒業

1987年 司法試験合格

2004年 ながの法律事務所開設

ながの法律事務所代表弁護士。企業法務に関する業務が中心。使用者側での残業代、解雇等労働法実務の経験が豊富。



・弁護士 今井 優太

2000年 長野県吉田高等学校卒業

2005年 中央大学法学部法律学科卒業

2007年 千葉大学法科大学院修了

同年司法試験合格

2008年 弁護士登録、同時にながの法律事務所入所

使用者側・労働者側双方での労働事件の取扱実績がある。社会保険労務士様向け顧問弁護士も担当。



主催 ながの法律事務所 〒380-0845 長野市西後町 624 番地 3

働き方改革関連法については、年5日の年次有給休暇取得が既に今年4月から全企業を対象に義務づけられ、労働時間の上限規制が来年4月からいよいよ中小企業にも適用されます。

本勉強会では、年次有給休暇取得義務、労働時間の上限規制について、改めてその概要を確認します。その上で、**年次有給休暇の取得のさせ方や問題点を整理し、実務上の対応を解説**します。また、**労働時間の上限規制についても、36協定の締結上の注意点などの実務対応**を弁護士が分かり易く解説します。

さらに、**労働者側から見た働き方改革関連法に対する対応**も解説します。

本勉強会は、今回で7回目となります。これまでの勉強会では毎回定員数までお申込を頂き、幸いにしてご高評も頂くことができました。これまでご参加頂いたことのある先生はもちろん、初めての先生も大歓迎ですので、是非ご参加下さい。

## ながの法律事務所のセミナーの特徴

- ・ **少人数の勉強会方式**ですので、**気軽に質問**ができます。講師以外の弁護士も出席するので、**他の勉強会より、豊富な情報提供とともに活発な情報交換**ができます。
- ・ ご参加頂いた方には**無料法律相談（初回30分）**などの**特典**もありますので、この機会に是非お申込下さい。皆様のご参加をお待ちしております！

## 【勉強会参加者の声】

・ 本日の勉強会の満足度はいかがでしたか。  
 とても満足。  満足である。  どちらともいえない。  不満である（説明がわかりにくい等）

・ 本日の勉強会で満足したこと、不満であったことをお教えてください。

生の判例に則した話や聞き取りの機会が豊富にあります。

## 【勉強会の様子】



## 【会場地図】



※当事務所の1階に駐車スペースがございますが、駐車台数に限りがございますので、お近くの有料駐車場をご利用頂きますようお願い致します。

**お申込みは下記を記載のうえ、FAXで送信下さい。FAX：026-236-1177**

貴事務所名		ご参加者名	
ご事務所所在地		電話番号	
E-mail			
懇親会の出欠	<input type="checkbox"/> 懇親会への参加を希望（ご予算：5000円）		<input type="checkbox"/> 参加しない

## 【お問い合わせ先】

### ながの法律事務所（長野県弁護士会所属）

住 所：長野市西後町624番地3

TEL：026-236-1188

E-mail：kanai@nagano-lo.com

営業時間：午前9時～午後6時

事務所HP：<https://www.nagano-lo.com/>

弁護士 酒井宏幸 山岸重幸 飯田武寛  
 今井優太 金井崇晃

